

## 阪南２区建設発生土受入区域の拡大について

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

平成２６年３月１０日付けで大阪府知事より阪南港阪南２区整備事業に係る公有水面埋立免許書の添付図書の変更が許可されました。

これによって、阪南２区における建設発生土の受入区域が拡大され、受入対象者は次のように変更になります。

### 受入対象者

変更後 大阪府内（大阪市を除く淀川以南の区域）の公共工事又は**和歌山県内（和歌山市、岩出市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町及び橋本市の区域）の公共工事（和歌山県発注工事を除く）**を受注した事業者

変更前 原則として大阪府内（大阪市を除く淀川以南の区域）の公共工事を受注した事業者